

一、食堂休憩所、新設

一、就業者負傷者、救済

長期旅行者、持具、共へり

一、争議費、全部工場主負担

一、争議中、日給ヲ支給セリ

一、争議ニ對シ、絶対ニ犠牲者ヲホサ、ルント

以上

右要求候也

昭和五年七月四日

建築金物商會 争議 團

鈴木富太郎殿

勞務第二二一四號

昭和五年七月十一日

警視總監 丸山 鶴 吉

5.7.12
1426

内務大臣安達謙藏殿

社會局長官殿

谷廳府縣長官殿

北海道庁大改神事局
共済部知事 櫻川 博司

建築金物商會 勞働争議ニ関スル 件

(第三報)

要旨 一、工場主ニ於テハ夏季休業者少キ為メ、職工長外共五名ノ出勤ニヨリ一部
休業ヲ継続セルガ、争議主謀者タル團長中島外三名ハ十日解雇
セリ

二、争議團ニテハ資金欠乏ノため旅行会基金金百八十五圓ヲ工場ヨリ支取
シ費用ニ充テ基金金袋ヲ友誼団体ニ送り募集シ他面争議日報ヲ
發行シ配布セリ

三、争議團本部ヲ不穩ノ言動アリタル辻村外十三名ヲ所轄署ニ檢束シ
取調中